

箱根都市計画

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について

1 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針について

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針は、都市計画法第6条の2の規定に基づき、都道府県が、当該都市の発展の動向、当該都市計画区域における人口、産業の現状及び将来の見通し等を勘案して、一市町村を超える広域的な見地から、区域区分を初めとした都市計画の基本的な方針を定めるものである。

本町においては、平成12年の都市計画法の改正を受けて平成16年3月に本方針が策定され、その後の平成21年9月及び平成28年11月に変更されてきた。3回目の変更について神奈川県が令和4年から作業を進め、令和7年11月に「資料1-2」のとおり決定されたもの。

2 主な変更内容

<第1章…県内全域から県西地域の広域的な基本方針>

- 近年の「少子高齢化の進行と人口減少社会の本格化」や「災害の激甚化・頻発化と安全・安心の意識の高まり」等を踏まえた基本方針が示された。
- 「都市計画の目標」に「集約型都市構造の実現に向けた都市づくり」や「災害からいのちと暮らしを守る都市づくり」等が明記された。

<第2章…箱根都市計画区域における方針>

- 「主要な施設の整備目標」に国道1号及び138号、県道75号が記載された。

※変更の詳細については、「資料1-3」新旧対照表を参照

3 策定経緯

<主要スケジュール>

- 令和6年8月 素案確定
- 令和6年9月 素案閲覧及び公述申出受付
※公述申出3件
- 令和6年11月 都市計画公聴会
※公述人3人
- 令和7年2月 原案確定
- 令和7年5月 法定縦覧
※意見書1件
- 令和7年8月 県都市計画審議会
- 令和7年11月 告示（都市計画決定）